

ローマ日本人学校運営規則

第1章 総則

第1条 この学校はローマ日本人学校（以下「本校」という）と称し、所在地をローマ市内とする。

第2条 本校は日本国政府の施策に沿い、ローマ日本人会が設立した日本人学校教育協会（以下「AGIS」という）により設置された在外教育施設であり、イタリア政府より認可された私立学校である。

第3条 本校はローマ日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」という）により運営される。

第4条 本校は主としてローマ市およびその周辺に在住する日本人子女を対象とし、日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領に基づいた教育を施すことを目的とする。

第5条 本校は小学部及び中学部を設置し、それぞれの修業年限を6年及び3年とする。小学部第1学年は、満6歳に達した日の翌年度以降とする

第2章 組織

第6条 校長ならびに教頭は日本国文部科学大臣により本校校長及び教頭を委嘱された者がこれにあたる。

第7条 本校の事務長は日本人会理事会で委嘱された者がこれにあたる。

第8条 本校の職員は日本国政府より派遣された教員及び現地採用講師と事務長、事務職員及び校務員とする。

第9条 教職員の職務は日本国学校教育法、その他の法令を準用する外、別に定める規定による。

第3章 教育課程

第10条 本校は日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領等に基づき教育課程を編成する。

第11条 本校は教科・授業日数・授業時数を定め、運営委員会に届け出るものとする。校長は、遠足・修学旅行等校外でおこなう学校行事に関して事前に運営委員会に届け出るものとする。

第4章 学年・学期及び休業日

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期	4月1日～8月31日
第2学期	9月1日～12月31日
第3学期	1月1日～3月31日

第14条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日・日曜日及び6月29日（ローマ守護聖人の日）を含むイタリアの法律で定められた祝祭日
 - ・1月1日
 - ・1月6日（主顕節）
 - ・復活祭直後の月曜日
 - ・4月25日（解放記念日）
 - ・5月1日（メーデー）
 - ・6月2日（共和国記念日）
 - ・8月15日（聖母マリア被昇天の祝日）
 - ・11月1日（諸聖人の祝日）
 - ・12月8日（聖母無原罪の御やどりの日）
 - ・12月25日（クリスマス）
 - ・12月26日（聖ステファーンノの祝日）
- (2) 長期休業日
 - ・春季休業日
 - ・夏季休業日
 - ・冬季休業日

第15条 前条の定めにかかわらず必要のある時は、校長は運営委員会の承認を得て、休日に授業をおこない、また、臨時に休業することができる。但し、緊急の要のある場合の臨時休業等については、校長が決定し、事後、運営委員会に報告する。

第16条 児童生徒の忌引日数は、父母、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母、曾祖父母を対象とし、いずれの場合も7日以内とする。

なお、期間中の休日又は休業日を含むが、実際に要した往復の日数（旅行日）を加算する。ただし、上記により難しい場合は、校長が別途定める。

第5章 入学・編入学・退学

第17条 入学及び編入学を希望するものは、所定の書類を運営委員会委員長及び校長に提出する。

第18条 保護者及び児童・生徒の住所に変更があったときには保護者は速やかに校長に届けるものとする。

第19条 保護者は児童・生徒の一身上に重要な変更が生じたとき及び病気その他の理由により欠席するときは、保護者はその旨を校長に届け出るものとする。

第20条 児童・生徒が退学しようとする場合は、保護者は事前に校長に届け出て、所定の手続きをとるものとする。

第6章 評価・修了及び卒業

第21条 教諭は児童・生徒の成績を評価・評定し、校長の承認を受け、学期末毎に保護者に通知

する。

第 22 条 校長は各学年の課程を修了した者には、修了証を授与する。小学部・中学部の最終学年の課程を修了した者には、全課程を修了した者と認定し、校長は卒業証書を授与する。

第 23 条 評価に関する規定は別に定める。

第 24 条 校長は児童・生徒が退学する場合は、退学に必要な書類を発行する。

第 7 章 入学金と授業料等

第 25 条 入学を希望する者は、運営委員会の定めるところにより入学金及び授業料、その他の費用を納入しなければならない。

第 26 条 入学を希望する子女を有する企業は、別途日本人学校教育協会の定めるところの入会金及び企業会費、その他の費用を納入しなければならない。

第 8 章 賞罰

第 27 条 校長は努力・善行が認められる児童・生徒を表彰することが出来る。

第 28 条 校長は児童生徒が本校の規則または学校教育の主旨に反する行為があったときは懲戒することがある。

第 9 章 その他

第 29 条 学校は学校の管理下以外の事故については責任を負わない。

第 30 条 学校の管理下の事故に備えて、学校は児童・生徒及び教職員について傷害保険に加入する。

第 31 条 この規則に定められていない事項については、必要に応じて委員会で審議する。

第 32 条 この規則は、委員会の議決を経て改正することが出来る。

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規則（第 1 章第 2 条）を、平成 15 年 5 月 1 日に一部改正する。

この規則（第 3 章第 13 条）を、平成 16 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規則（第 4 章第 14 条）を、平成 21 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規則（第 4 章第 16 条を加え、以下条号を変更）を、平成 22 年 9 月 1 日に一部改正する。

この規則（第 7 章第 26 条を加え、以下条号を変更）を、平成 27 年 3 月 3 日に一部改正する。